

## 間接輸出に係る該非判定願い(該非判定依頼書)

東洋炭素株式会社  
営業担当:

宛

記入日 20 年 月 日

下記(別紙がある場合も含む)、記入の情報の相違ありません。

<b>【ご記入欄】</b> ※当社のお取引先様にてご記入ください。(太枠につきましては記入必須事項です。)	
貴社名	_____
所在地	_____
所属・役職	_____
ご氏名	_____ 印
電話番号	_____
FAX	_____
該非判定書類の使用目的	_____
備考欄	_____
<b>＜お取引内容＞</b> ※所定の欄に記入しきれない場合は「別紙のとおり」とし、該当箇所が記入された別紙を作成の上、送付願います。	
最終需要者(社名)	_____
所在地	_____
貨物の最終 設置場所	_____
事業概要	_____
製品用途	_____
輸出者(社名)	_____
輸出予定日	20 年 月 日
★該非判定書類は、当社からお取引先様に対する製品出荷時または納入後に発行させていただきます。 ★輸出予定日までに輸出貿易管理関連法令の改正があった場合は、恐れ入りますが、あらためて本書面にてご依頼願います。	
<b>取引経路</b> _____	
<b>＜対象製品＞</b> ※こちらは当社から販売時の様態を基にご記入ください。	
製品名または 注文書番号	_____

### 当社からのお知らせ

- 当社において実施する該非判定は、当社からお取引先様への販売時の様態である製品単体にておこなっております。
- 「キャッチオール規制」の判定につきましては、輸出者様が入手されている情報(仕向地、需要者、用途等)に基づいてご判断の上、適切に輸出手続きを行って頂きますよう、お願い申し上げます。
- お取引先様よりいただいた情報は該非判定書類の作成にのみ利用させていただき、他の目的には利用いたしません。お取引先様から記入事項等の変更及び修正等のご要望がありましたら、ご本人様より連絡をいただければ、適宜対応させていただきます。

### 【当社記入欄】

受付No. 輸出管理部門	各部署 管理No. 営業部門	製品出荷(予定)日 ※当社からの出荷
承認	承認	製作指令書NO
審査担当	照査	
	担当	

## 間接輸出に係る該非判定願い(該非判定依頼書)

東洋炭素株式会社  
営業担当:

宛

記入日

記入日をご記入願います。

20〇〇年 〇月 ×日

下記(別紙がある場合も含む)、記入の情報に相違ありません。

**【ご記入欄】**

※当社のお取引先様にてご記入ください。(太枠につきましては記入必須事項です。)

役職等は問いません。  
お客様のご判断でお願い致します。

貴社名 〇〇工業株式会社 〇〇事業所

所在地 大阪府 × × 市 △ △ 町 □ □ - □

所属・役職 国内営業部 〇〇課 課長

ご氏名 東洋 太郎



電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX △△-△△△△-△△△△

該非判定書類の使用目的 通関時に必要のためor経済産業省へ許可申請のため

備考欄

ご要望事項につきましては、こちらにご記入願います。

**＜お取引内容＞**

※所定の欄に記入しきれない場合は「別紙のとおり」とし、該当箇所が記入された別紙を作成

最終需要者(社名) 〇〇 □□ CO.,LTD

所在地 △△△△ × × × × 国籍

国籍も必ずご記入願います。

貨物の最終設置場所 同上

事業概要 〇〇の製造・販売

製品用途 〇〇を製造する × × 装置の部品として使用する。〇〇は最終、□□(最終用途)に用いられる。

輸出者(社名) 株式会社□□

輸出予定日をご記入願います。

輸出予定日 20〇〇年 〇月 ×日

★該非判定書類は、当社からお取引先様に対する製品出荷時または納入後に発行させていただきます。  
★輸出予定日まで輸出貿易管理関連法令の改正があった場合は、恐れ入りますが、あらかじめ本書面にてご依頼願います。

**取引経路**

〇〇工業株式会社→株式会社□□(輸出者)→△△CO.,LTD(輸入者)→〇〇□□CO.,LTD(最終需要者)

(補足)下記、対象製品を株式会社□□にて × × 装置に組み込まれた後、輸出し輸入者である商社△△CO.,LTDを通じて最終需要者に販売され、上記製品用途に用いられる。

**＜対象製品＞**

※こちらは当社から販売時の様態を基にご記入ください。

上記※を基にご依頼の製品名または注文書番号をご記入ください。  
また、所定の欄に記入しきれない場合は「別紙のとおり」とし、  
必要事項が記入された別紙を作成のうえ、添付願います。

製品名または  
注文書番号

### 当社からのお知らせ

- 1.当社において実施する該非判定は、当社からお取引先様への販売時の様態である製品単体にておこなっております。
- 2.「キャッチオール規制」の判定につきましては、輸出者様が入手されている情報(仕向地、需要者、用途等)に基づいてご判断の上、適切に輸出手続きを行って頂きますよう、お願い申し上げます。
- 3.お取引先様よりいただいた情報は該非判定書類の作成にのみ利用させていただき、他の目的には利用いたしません。お取引先様から記入事項等の変更及び修正等のご要望がありましたら、ご本人様より連絡をいただければ、適宜対応させていただきます。

**【当社記入欄】**

受付No.	
輸出管理部門	
承認	審査担当

各部署 管理No.		
営業部門		
承認	照査	担当

製品出荷(予定)日 ※当社からの出荷
製作指令書NO

